



2016年7月7日（木）

## フィジー共和国向け輸出前査定項目

フィジー共和国陸運局（LTA）は、このたび JEVIC をフィジー共和国向け輸出前査定実施機関に指名しました。この輸出前査定は、2016年8月15日以降フィジー共和国に入国するすべての中古車に義務となるものです。

査定は、車両のコンディション、車体構造、走行距離計、盗難車や検疫の観点から行うものです。JEVIC の検査員が、日本の主要な中古車両輸出港やその近傍にある乙仲様や輸出業者様の施設で査定を実施する予定です。

以下のセクションをご覧ください。

1. 場所
2. お申込み
3. 料金とお支払
4. 車両のご用意
5. 査定
6. フィジー共和国陸運局（LTA）の連絡先

### 1. 場所

検査は移動して行うことが可能なので、乙仲様や輸出業者様の施設において検査ができます。

JEVIC は日本全国を対象としていますが、以下は出張費無料対応エリアとなっています。

川崎 / 横浜 :	東扇島、大黒ふ頭
名古屋 :	金城ふ頭、稲永
大阪 :	助松ふ頭、汐見ふ頭、フェニックス
神戸 :	六甲アイランド
門司 :	門司港

上記以外については別途交通費が発生することがありますので、JEVIC 横浜本社にお問い合わせ下さい。



## 2. お申し込み

以下の書類を E-mail ([booking@jevic.co.jp](mailto:booking@jevic.co.jp)) か ファックス (045-521-8510) でお送り下さい。

- フィジー共和国向け車両輸出前査定申込書 (JEVIC のウェブサイトからダウンロード可能です)
- 各種証明書 (登録事項等証明書や輸出予定届出) のいずれかのコピー。原本は不要です。
- 銀行振込明細書 (査定料金が JEVIC に支払われたことを確認できるもの)

お申し込みは、査定希望日の 3 営業日前の 15 時までとなっております。詳細についてはフィジー共和国向け輸出前査定フローをご覧ください。

## 3. 料金とお支払

以下の料金は 2016 年 7 月 7 日 (金) お申し込み分より有効となります。

対象車両：軽自動車・普通自動車・貨物車両・多目的車両 (オートバイ、トラック・バスを含む)

**料金：1 台あたり 9,396 円 (消費税 8%込み)**

### 支払方法

口座振込のみとさせていただきます。

お振込手数料は必ずお客様にてご負担お願いいたします。

会社/個人発行の小切手、および現金でのお支払いは受けかねます。

### お振込口座

銀行： 三菱東京 UFJ 銀行  
支店： 横浜支店  
口座番号： 普通 4651625  
振込先： 株式会社 日本輸出自動車検査センター



**注記:**

- A. 料金は査定実施前にお振込みいただき、お申込み時にお振込み内容が確認できるもののご提出をお願いいたします。
- B. お振込手数料は必ずお客様にてご負担をお願いいたします。お振込額が査定料金に満たない場合は、お申込みをお受けできかねますのでご注意ください。
- C. キャンセルになった場合の料金は、いかなる理由でもお返しできませんのでご了承下さい。
- D. 作業場所により出張費が発生する場合があります。お申込み前に JEVIC 横浜本社までお問い合わせください。

#### **4. 車両のご用意**

車両は分かりやすい場所に査定が円滑に行える状態（車両周りに十分なスペースの確保等）でご用意下さい。査定のために車両を移動させることはありません。

車両のカギは車につけて、エンジンが始動できるようにして下さい。エンジンが正常に始動しない車両は査定をキャンセルとさせていただきますので、ご了承下さい。

検査員は、検査車両を探す行為、検査車両の修理等の作業は一切行いません。

査定の実施およびその準備にあたって弊社検査員が搬入施設へ立ち入ることについて、施設の所有者または運営者に必ず事前に承諾を得てください。



## 5. 査定

輸出前査定は、フィジーLTA が中古車の搬入経路を管理し、フィジー向け船舶に積み込む車両のコンディションと品質について助言することを可能にするものです。

車両は以下の項目を評価するために JEVIC による査定を受けなければなりません。

- 車体構造  
著しい損傷、さび、火災または水害による損傷により車体構造的に不適合な車両の特定
- 走行距離計  
車両と輸出証明書との間に食い違いがないかの確認
- 盗難車  
車両と輸出証明書との間に食い違いがないかの確認
- ユーロ 4  
輸出証明書において 3 桁のモデルコードを使用している日本車が平成 17 年の排出ガス基準に適合しているかの確認
- 排気ガス  
フィジーLTA の 10 秒ルールを用いた目視によるもののみ
- 車両の写真
- 検疫検査  
著しい汚染のみ

## 結果

査定の結果は以下の 3 つに区分されます。

1. 問題なく適合
2. フィジーLTA と協議が必要となる条件付き適合
3. 車両に問題があるため不適合



## 5.1. 問題なく適合

査定が問題なく終了した場合には、輸出業者様および荷受人様に査定証（PDF版）をE-mailにてお送りいたします。紙ベースのものはお送りしませんのでご注意ください。

## 5.2. 条件付き適合

セクション 5 でご説明した査定において問題が発見された場合には、その旨を記した査定証をE-mailにて輸出業者、荷受人様およびフィジーLTAにお送りいたします。フィジー共和国現地における車両登録の可否は、直接フィジーLTAにご確認下さい。

条件付き適合となった車両は、フィジー共和国における登録検査のために輸入することは許されます。どのような是正措置が必要かの最終決定はフィジーLTAが行うこととなります。

問題とは主に以下に該当するものです。

### 5.2.1. 車体構造上の損傷

- 下記を含む下回りの損傷
  - フロアパネルスティファニングメンバーのクラッシング
  - シーム溶接の割れ
  - メタルの裂け傷
- 下記の結果によるロッカーパネル（アウターシル）の損傷
  - 深さ 25mm を超える損傷
  - ロッカーパネルに対して縦に入る形の損傷
- 前・後部のクラッシュゾーンに対するねじれ
- ステアリングやサスペンション部品の損傷
- 車両生産工場に取り付けられた、アウターパネルの継目や接合部分の完全な状態に影響を及ぼすような損傷
- 下記の結果を引き起こしている可能性のある、下図1に示すような車体構造上の直径5cm以上の腐食

- スポット溶接部の膨張
- 塗装面の浮きまたは気泡

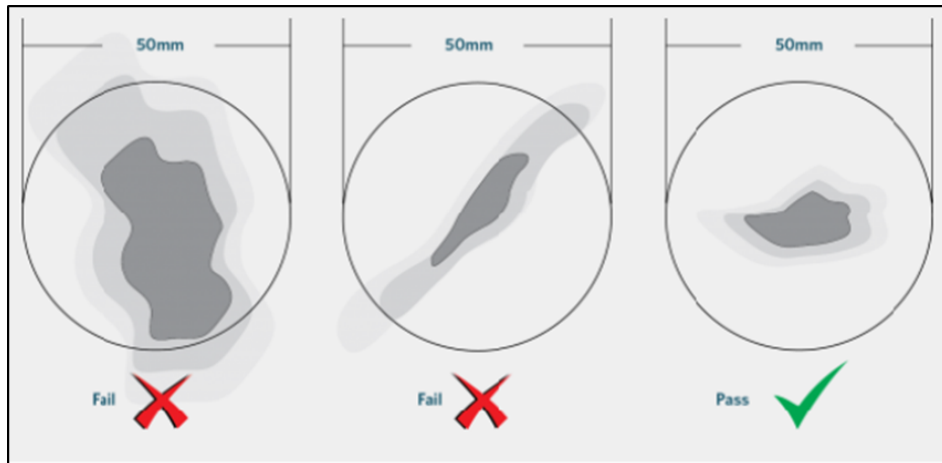


図 1. 腐食

- 下図 2 に示すような 15cm 以上の A ピラーの最上部に見受けられる腐食

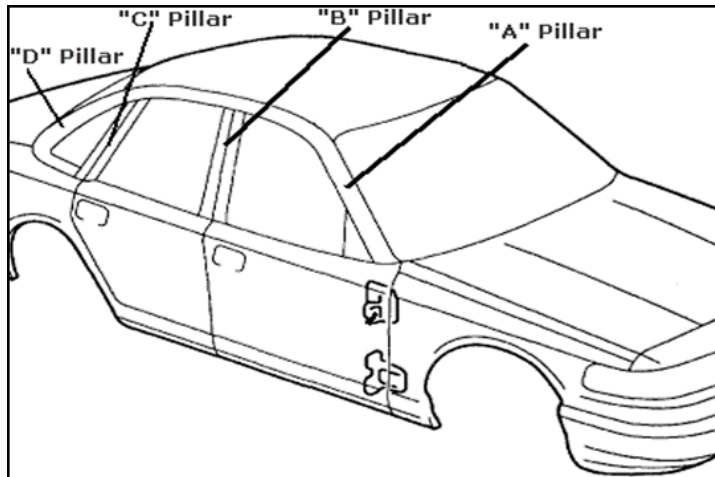


図 2. 車両の A ピラー

- 損傷や腐食を隠すことを目的としたパテなどの過度な使用
- 車体構造上の安全許容範囲を超えて行われていると見受けられる加熱（溶接等）による加修、補修痕
- 隣接する車体構造部品において、その材質特性に差異を与えるような、ある特定の部品に対する補強

#### 5.2.2. 検疫上の著しい汚染

- 下記を含む生きている生物（これに限定されません）
  - アリ
  - マイマイガ
  - ヘビ
- 下記を含む大量の有機物（これに限定されません）
  - 枯れ葉
  - 種子
  - 生物の死骸
- スペアタイヤ格納部に溜まった水



- その他、検疫上の著しいリスクと判断されるもの

#### 5.2.3. 排気ガスの異常

- エンジン始動10 秒後以降もマフラーから著しい白煙がでる車両
- その他、著しい異常がみられるもの

#### 5.2.4. 車両の安全運転の障害となるコンディション.

### 5.3. 不適合

査定の結果以下のような欠陥がみられた車両は**不適合**とされ、査定証は発行されません。不適合レポート (NCR)が、輸出業者様、荷受人様およびフィジーLTA に送られます。不適合となった車両はフィジー共和国内で使用するための車両登録はできませんのでご注意願います。

- 水害や火災による損傷がある車両
- 盗難車
- 年式制限超過車両
- ディーゼル、無鉛ガソリン車両： 製造年から5年を超えるもの
- LPG、CNG、太陽光、電気およびハイブリッド車両 製造年から 8 年を超えるもの
- ユーロ 4 または日本の平成 17 年排出ガス規制不適合車両.
- 走行距離計の改ざん





## 6. フィジー共和国陸運局（LTA）の連絡先

LAND TRANSPORT AUTHORITY (LTA)  
Lot 1, Daniva Road  
P.O Box 6677, Nasinu,  
Fiji  
Phone: +679 3392 166  
<http://www.lta.com.fj/contact-us>

以上